

## 第4章 主な課題別施策の推進

### 部落差別（同和問題）

#### （1）現状と課題

部落差別（同和問題）は、同和地区や被差別部落と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしているわが国固有の人権問題です。

部落差別（同和問題）の早期解決を図るための同和行政は、昭和44年（1969年）の「同和対策事業特別措置法」の施行以来33年間、3度にわたり制定された特別措置法に基づき積極的に推進されてきました。

その結果、特別対策については、概ねその目的を達成できる状況になったことから、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14年（2002年）3月末日をもって失効しました。これに先立ち、同年3月14日に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、部落差別（同和問題）を重要な人権問題の一つとしてとらえること、及び部落差別（同和問題）解決に向けた積極的な国の施策が示されました。このことは、33年間の特別措置法の終了が部落差別（同和問題）の解決を意味するものではなく、部落差別的な言動が続く限り、着実な取り組みを継続する必要があることを示しています。

しかし、近年、インターネット上への悪質な書き込みや、同和地区の所在地情報を流布するなどの問題のほか、戸籍の不正取得事案や土地情報の不適切な取扱い等が発生していることから、平成28年（2016年）12月には、部落差別が現在も存在することを明確化し、差別の解消に向け「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

本市において、令和2年（2020年）9月に行った「人権に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」と言います。）」で「同和地区と呼ばれている地区があること、同和問題、部落差別と言われる問題」について、「知っている」と回答した人が78.5%、そのうち「同和問題にかかわる差別が少し残っている」と答えた人が40%、「差別がまだ残っている」と答えた人が21.6%となっています。

#### （2）推進（取組）方針

「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、部落差別（同和問題）は引き続き解決に向け取り組まなければならない重要課題であり、今後も粘り強く教

育・啓発を推進していく必要があります。

#### ○正しい知識の発信

人権週間に合わせたパネル展示、広報、公民館報等への掲載を行い、部落差別（同和問題）について正しい情報を発信し、知る機会を提供します。

#### ○関係機関との連携

差別意識の解消に向けた教育・啓発の取り組みにあたっては、これまでの部落差別（同和問題）に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえるとともに、部落差別（同和問題）を人権問題の重要な柱としてとらえ、関係機関や市内関係部課等の中で連携を図りながら、一層の教育・啓発活動の充実に努めます。また、インターネット上の差別や差別を助長するような書き込みがないか定期的に見回り、発見した場合は法務局等の関係機関と連携した対応を行います。

## 女性の人権

### （１）現状と課題

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けず、男女の人権が尊重されることを基本理念の一つとして「男女共同参画基本法」が平成11年（1999年）6月に制定されました。そして、少子化や高齢化による労働力不足が急速に進行している現代では、女性の職業生活における活躍が課題となり女性が職業生活において個性と能力を十分に発揮できる社会を目指して「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が、平成27年（2015年）8月に制定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取り組みが進められています。

一方、コロナ禍において顕在化した女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、「孤独・孤立対策」といった視点も含めて、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっています。こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を売春防止法から脱却させ、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和4年（2022年）5月に成立しました。

本市では、平成15年（2003年）「まえばし男女共同参画推進条例」を施行し、基本理念と市民、事業者、市の責務を明確にするとともに、令和4年（2022年）3月に条例に基づいた「まえばしWindプラン・第5次前橋市男女共同参画基本計画」を策定し、市民と関係課の連携・協働により男女共同参画社会

の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

しかし、市民意識調査で「女性の人権が尊重されていないと感じること」について、「職場における待遇（採用・昇格・昇進・賃金など）の男女格差」が54.4%と最も高く、次いで「男は仕事、女は家庭」などの性別による役割分担意識を押し付けることとなっていますが、その割合は、20歳代が54.8%と高く、年代が上がるにつれて割合が小さくなっています。

今なお、性別による役割分担の偏りがさまざまな場面で見られ、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にあることから、学校、地域、家庭、職場などのさまざまな場で、ジェンダー平等に対する一層の意識改革が必要です。

そのほか、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ストーカー行為を含む性犯罪などの人権侵害行為についても深刻な問題が発生しています。

なかでも、本市に寄せられるDV相談件数は増加傾向にあり、DVを防止し、被害者の救済や自立支援する取り組みが求められています。本市では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく「DV防止計画」を「前橋市男女共同参画基本計画」と一体的に策定し、DV防止及び被害者支援の取り組みを推進しています。平成29年（2017年）4月には「前橋市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、DV被害者に対し相談から保護、自立支援を切れ目なく行っており、今後もDV被害者支援とともに、DVの早期発見に向けて、市民のDVに対する理解を広める取り組みが必要です。

また、令和5年（2023年）には、刑法及び刑事訴訟法の一部が改正され、「強制的性交罪」だったものが「不同意性交罪」に変更されるなど、同意のない性的行為は犯罪であることが明確化されました。性暴力は被害者の尊厳を深く傷つける行為であり、性暴力に対する正しい認識が社会に広がるのが大切です。

## （2）推進（取組）方針

少子高齢化とそれに伴う人口減少や、国際化、デジタル化等の急速な進展により、あらゆる分野への女性の社会進出が不可欠なものになっています。性別による差別を解消し、性別にかかわらず一人ひとりの考え方が尊重され、個性や能力を十分に発揮し、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現が求められています。

令和4年（2022年）3月に定めた「まえばしWindプラン・第5次前橋市男女共同参画基本計画」に基づく施策を総合的、計画的に推進します。

### ○男女共同参画の推進のための情報提供・啓発

性別における固定的性別役割分担意識や偏見の解消に向けて、男女平等や人権尊重の理念を広く社会に根付かせるため、SNSを活用した情報提供、啓発イベントやパネル展等の実施など、学校、家庭、地域社会、企業などのあらゆる分野

において男女平等を推進するための教育・啓発活動に取り組みます。

#### ○政策等の立案・決定への女性の参画の推進

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、固定的性別役割分担を見直すための意識啓発や、女性の能力開発や人材の育成を行い、女性の参画の推進を図ります。

#### ○DVやハラスメント等の防止、被害者の支援

DVや性犯罪・性暴力、ストーカー行為など、女性に対するあらゆる暴力や、さまざまな場面でのハラスメントを防止するため、関係相談機関・民間団体等と連携し、必要な情報提供等を行うとともに、被害を受けた場合の保護や自立の支援を推進します。

また、支援対象者が児童を同伴する場合は、要保護児童対策地域協議会等と連携しながら、適切な対策を実施します。

## こどもの人権

### (1) 現状と課題

急速な少子化の進行、地域関係の希薄化など、子育てをめぐる家庭や地域を取り巻く環境は変化しています。また、携帯電話やインターネット等の情報通信技術の急速な発展、普及などで目まぐるしく変化し、多くの情報が氾濫する中で、保護者の育児不安が深刻化しており、こどもの発達を妨げる要因となっています。

さらに、保護者以外による性暴力等、こどもが犯罪の被害者となる事案が発生し、こどもたちの心身の健全な発達に深刻な影響を与え、ひいては生命をも脅かしています。また、本来なら大人が担うべき家事や家族の世話などをこどもが担っている、ヤングケアラーも問題となっています。

そして、小中学校でのいじめや不登校は教育にとどまらず、社会的にも大きな問題となっています。

令和5年(2023年)4月に施行された「こども基本法」においては、日本国憲法及び児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができ、社会の実現を目指して、社会全体でこども施策に取り組むことが求められています。

また、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」においても、「生命、生

存及び発達に対する権利」、「子どもの最善の利益」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」の4つの原則が掲げられており、こどもも大人と同様に一人の人間としての人権を認めるとともに、成長過程での特別な保護や配慮が必要であるとされています。

市民意識調査で「こどもに関する事柄で、特に人権上問題があると思われること」について、「仲間はずれや無視、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをする、あるいはさせたりするなど、いじめをすること」が62.4%、「保護者などがこどもを、身体的、心理的、性的に虐待したり、育児を放棄したりすること」が58.2%となっています。

このような状況にある中で、こどもも一人の人間として、その存在はもとより意見や気持ちが最大限尊重され、成長過程で生じるさまざまな悩みに答えることのできる組織・支援体制の充実が重要となっています。

こどもたちが健やかに成長していくうえで、家庭での保護者の役割は大変重要であり、その家族を支えるため、地域社会や関係機関を含めた相談や支援などの体制づくりが必要です。

また、保育所（園）や認定こども園、幼稚園、学校は、こどもたちの健やかな成長のために、きめ細かな見守りと支援を行うことが必要で、家庭、地域、関係機関との、より効果的な連携が求められます。

## （2）推進（取組）方針

「前橋市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子どもの最善の利益が実現するまちを目指します」を基本理念として、すべてのこどもが安心して生まれ育ち、保護者が安心と誇りを持って子育てできる環境を、地域社会と一体となり整備します。そして、未来を担うこどもたちの権利を擁護し、心豊かで健やかに育つよう、社会を構成する全ての人々が協働して、こどもたちと子育て家庭を支える社会を目指し、次の施策を推進します。

### ○こどもの人権に関する教育・啓発活動の推進

こどもたちが安心して健やかに成長できるよう、こどもが自由に意見を表明できる機会を設け、その意見を尊重し、こどもや家族、地域などに対する支援体制を整備していくとともに、こどもたちや、関係者への啓発活動の充実を図ります。

### ○こどもの健やかな成長に向けた地域ぐるみの支援体制の充実

こどもたちの健全な育成を目指して、保育所（園）や認定こども園、幼稚園、学校、家庭、地域社会が一体となった施策を推進します。

### ○児童虐待防止に向けた相談体制の整備・関係機関との連携

児童虐待については、早期発見と早期対応が重要であることから、児童福祉と母子保健との連携を図りながら予防に努めるとともに、組織体制を充実し、児童相談所等の関係諸機関との連携をより一層強化することで、早期発見や防止、適切な保護に努めます。

#### ○いじめの未然防止・早期発見・早期解消に向けた対策の充実

いじめ対策について、各学校では、いじめアンケートの活用のほか、相談体制の整備・充実、保護者との適切な連携、スクールカウンセラーの積極的な活用を通じ、また、学校全体での組織的な対応によって、未然防止、早期発見、早期解決に努めます。法的視点からのアドバイスが必要な際には、スクールロイヤーに相談した上で、対応にあたります。

#### ○ヤングケアラーに関する理解促進・実態把握、関係機関との連携

ヤングケアラー支援については、ヤングケアラーに関する理解促進のため、学校・関係機関に対して研修会を開催するほか、ヤングケアラーに関する実態把握のため、学校と日頃から情報共有するとともに、必要に応じて児童生徒・教職員に対して、日常における家事や世話の状況、ヤングケアラーという概念の認知度等についてアンケート調査を実施し、ヤングケアラーの早期発見や関係機関と連携した支援に努めます。

## 高齢者の人権

### (1) 現状と課題

本市の高齢化率は、令和5年（2023年）6月末現在で30.1%、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も30.5%と、年々増加しています。

国では、平成7年（1995年）12月に「高齢社会対策基本法」を施行し、高齢社会に向けた対策を総合的に推進しています。平成12年（2000年）4月から「介護保険法」が施行されました。平成18年（2006年）4月からは「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行され、虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等について定められました。

なお、本市では、令和3年（2021年）3月に、第8期「まえばしスマイルプラン」（老人福祉計画・介護保険事業計画）を策定しました。特に、人権に関連する理念として、「利用者のサービス選択の自由と権利擁護のための仕組みづくりの重要性」を規定しています。

市民意識調査で「高齢者に関する事項で、特に人権上問題があると思われるこ

と」について、「悪徳商法・特殊詐欺の被害が多い」が27.8%、「高齢者の身体機能の衰えに対する周囲の理解が不足している」が26%、「家庭や地域社会から孤立している人が多い」が22.3%、「経済的な保障が不十分な人がいる」が21.1%となっています。

高齢者が抱えているこのような諸問題に対応するとともに、すべての高齢者が人権を尊重され、差別を受けることなく、生きがいを持って安心して暮らせる地域社会の実現に向けての取り組みを推進することが求められています。

## (2) 推進（取組）方針

「まえばしスマイルプラン」に基づき、高齢者が一人の人間として、これまで果たしてきた役割や功績が共に尊重され、長年培ってきた知識や経験を活かし、地域の支え手として生きがいを持って住み続けられるための支援や、介護等の支援が必要になっても、安心して受けられる福祉施策を推進します。

### ○相談体制の充実

市の窓口や地域包括支援センターにおいて、サービスに関する情報提供や相談機能を強化することで、利用者が分かりやすく、的確に情報を入手し、選択できる環境づくりを整備します。

### ○高齢者の権利擁護の推進

認知症高齢者への支援や成年後見制度の利用促進、高齢者虐待防止に対する迅速かつ適切な対応、虐待防止に関する体制整備の充実を図ることで、高齢者の生命及び尊厳の保持に努めます。

## 障害者の人権

### (1) 現状と課題

障害福祉施策は、地域社会での共生の実現に向け、障害者自立支援法が障害者総合支援法へと改正され、平成25年（2013年）4月から施行（一部、平成26年4月施行）となりました。また、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法が平成28年（2016年）4月から施行されました。令和6年（2024年）4月には改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障害者への「合理的配慮の提供」が義務になります。

なお、本市では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込量及び提供体制の確保について定める「障害福祉計画」を3年1期として策定しています。また、障害者基本法に基づく障害者施策に関

する総合的な計画として、平成28年（2016年）3月に「前橋は一とふるプラン（第3次前橋市障害者福祉計画）」を策定しています。その中で、特に人権に関連する基本目標として「差別の解消及び権利擁護の推進」を設定しています。

市民意識調査で「障害者に関する事柄で、特に人権上問題があると思われること」について、「障害者や障害に対する理解が不足している」が課題として高い割合を示しました。一方、「障害者の人権を守るために必要なこと」については「相談・支援体制の充実」「就労支援や雇用確保」「障害者を正しく理解するための教育や啓発活動」との回答が多くありました。

これらを踏まえ、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取り組みを推進することが求められています。

## （2）推進（取組）方針

前橋は一とふるプランの基本理念「地域であたりまえに暮らしたいという一人ひとりの思いを大切に」に基づき、次の施策を推進します。

### ○広報・啓発活動

障害と障害者についての市民の理解が深まるよう各種広報活動を行い、正しい知識の普及・啓発活動を実施していきます。

### ○差別解消・虐待防止

障害を理由とする差別の解消を推進するとともに、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止、早期発見と適切な対応に努めます。

### ○雇用の支援

障害者とその適性と能力に応じて、可能な限り雇用の場に就くことができるよう支援していきます。

### ○福祉の街づくり

多くの人々が安全・安心、そして快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた福祉の街づくりを推進します。

### ○活動範囲の拡大と社会参加の促進

介護給付による障害福祉サービスや、地域支援事業による移動支援事業を実施し、障害者の活動範囲の拡大や社会参加を促進します。



## 外国籍の人の人権

### (1) 現状と課題

国際化の進展により、本市でも多くの外国籍の人たちが生活しています（令和5年7月末現在、8,119人、70国籍）。

外国籍の人たちの中には、言語や文化、習慣の違いなどから、生活に不便を感じたり、差別や偏見を受けたりする方がいます。また、外国籍の人たちが、日本の社会生活上のルールをよく理解していなかったり、生活習慣が異なっていることなどによりトラブルが生じたりすることもあります。国籍にかかわらず、本人や親が外国出身だったり、外国での生活が長かったりなどして、言語や文化の面で、日本社会への適応に問題を抱える人々もいます。（外国ルーツの人々）

こうした人たちと互いの文化の違いを理解し、認め合い、共に生きる多文化共生社会を形成していく必要があります。

市民意識調査で「外国人の人権を守るために重要なこと」について、「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深めたり、交流の機会を増やす」が49.9%と最も高く、また、「外国人のための相談体制の充実を図る」が41.7%、「外国人の日常生活に必要な情報を外国語などにより提供する」が40.5%となっています。

市民意識調査結果からも、外国籍の人たちや外国ルーツの人々の人権を守るためには、市民の国際意識を高め、各国の人々との交流を通して、市民一人ひとりが異なる文化や価値観への理解を深めることが必要だといえます。

そして、外国籍の人たちや外国ルーツの人々が、言語や風俗、習慣等の違いから日常生活で困ることがないように、安心して生活できる環境づくりが求められています。

### (2) 推進（取組）方針

外国籍の人たちや外国ルーツの人々が、地域住民とのコミュニケーションが図れるよう支援し、差別や偏見のない、暮らしやすい多文化共生の環境づくりを進めていくために、次のことに取り組んでいきます。

#### ○多文化共生の推進

外国籍の人たちや外国ルーツの人々が、生活していく上で必要な情報を多言語（英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・やさしい日本語）で提供するとともに、前橋市国際交流協会と連携し、「外国人相談窓口」、「日本語教室」などを実施し、日常生活上の問題解消に努めます。

○外国籍の人たちや外国ルーツの人々と市民の相互理解のための教育・啓発の推進

市民の国際理解を深めるため、前橋市国際交流協会などの関係団体と連携して、市民と外国籍の人たちや外国ルーツの人々との交流事業を実施するとともに、諸外国の生活や文化等を理解するための講座や研修会を開催します。

## **H I V等感染症に関する人権**

### **(1) 現状と課題**

医学の進歩や衛生水準の向上により、より多くの感染症が克服されてきた一方、今もH I Vやエイズに関する誤った知識で、多くのH I V感染者とエイズ患者は、職場や社会での差別や偏見に悩んでいます。

H I Vは、感染力が弱く、治療薬の開発等により早期発見し、治療することでエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和することが可能となっています。

エイズは、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）というウイルスによって引き起こされる感染症で感染経路は限られています。また、感染力が弱いため学校・職場・家庭等において、性行為以外の日常生活では感染しません。

一方、近年、梅毒をはじめとしたH I V以外の性感染症が増加しており、特に梅毒については、過去最多の報告数となっています。社会全体で性感染症についての理解を深め、感染予防に取り組む必要があります。

感染症とは、病原体が人の体内に侵入することで引き起こされる疾患の総称です。感染症には数多くの疾患があり、季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症、エイズや梅毒などの性感染症、結核、ハンセン病も感染症の一つです。

感染した場合でも、適切な治療の継続や感染対策を実施することで、多くの感染症では他者への感染リスクを抑えることが可能です。

市民意識調査で「エイズ患者、H I V感染者の人権を守るために必要なこと」について、「患者や感染者のプライバシー保護」が56%と最も高くなっています。

市民意識調査結果からも、H I V感染者及びエイズ患者をはじめ、すべての感染症患者や元患者に対して日常生活や学校、職場等において、偏見や差別、誤解を解消し、プライバシーが侵害されることのないよう、正しい知識の普及啓発を広く市民に行っていくことが必要です。

### **(2) 推進（取組）方針**

○感染症に関する正しい知識を深めるための啓発推進

エイズをはじめとした感染症に対する正しい知識の普及、H I V感染者やエイ

ズ患者を含めた感染症患者に対する偏見や差別、誤解をなくすため、広報まえばしや市ホームページへの啓発記事の掲載、パンフレットの配布、H I V検査普及週間の実施、世界エイズデーにあわせたエイズ啓発パネル展等を行います。

市内の学校等においては、発達段階に応じた指導を行い、正しい知識の普及や良好な人間関係構築のための啓発を図ります。

#### ○感染症の早期発見・治療につなげるための取組

保健所では、H I V等性感感染症の検査を無料・匿名で行っています。また、感染症に関する相談にも随時対応し、適切な医療受診や治療につながるよう支援しています。

## 犯罪被害者やその家族の人権

### (1) 現状と課題

犯罪等により被害を受けた方とその家族または遺族（以下「犯罪被害者等」と言います。）は、生命や身体だけでなく、心の不調や経済的な問題など、様々な問題に直面します。

さらに、第一義的責任を負うのは加害者であるにもかかわらず、マスコミ等の報道によりプライバシーが侵害され、心ない噂話などにより、二次的被害に苦しめられることも少なくありません。

市民意識調査で「犯罪被害者等の人権問題について、特に問題があると思われること」について、「取材や報道による、プライバシーの侵害や私生活の平穏が保たれなくなること」が71.4%、「事件に関する周囲のうわさ話やSNS上の情報」も56.8%となっており、近年、報道に加えて、SNSの情報拡散による個人のプライバシーの侵害が危険視されています。

国では、平成16年（2004年）に犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、国、地方公共団体、国民の責務を具体的に示した「犯罪被害者等基本法」を制定しました。また、この基本法の施行を受けて、平成17年（2005年）には、「犯罪被害者等基本計画」が策定され、損害回復・経済的支援等への取り組みなどの具体的な施策が定められ、その後、犯罪被害者給付金制度の拡充や犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することができる制度が実現しました。

この法律の基本理念にのっとり、本市では、令和4年（2022年）4月に「犯罪被害者支援条例」を制定し、相談窓口を設置し、犯罪被害者等への見舞金の創設、庁内外ネットワーク構築を柱とし、関係機関や民間団体と連携しながら、犯罪被害者等の支援を行っています。しかしながら、被害者やその家族の方々がか置かれている状況について、社会全体から十分な理解を得るまでには至っていない

のが現状です。

そこで、犯罪被害者やその家族の人権を守るため、より多くの市民の理解を深め、社会全体で支援していくという気運を高める必要があります。そのために、関係機関や民間団体と連携しながら、犯罪被害者等の人権を守る社会環境の醸成を図るとともに、支援体制の整備と充実を図る必要があります。

## (2) 推進（取組）方針

○犯罪被害者等やその家族の人権に関する教育・啓発活動の推進

犯罪被害者等が二次被害に苦しめられることのないよう、犯罪被害者週間（1月25日から12月1日）に併せて、パネル展や広報掲載等を行い、広く啓発活動を行います。

○支援団体との連携

犯罪被害者等が、一日も早く社会生活になじめるよう、県や県警、民間団体などと連携を取りながら支援に努めます。

## 刑期を終えた人の人権

### (1) 現状と課題

刑期を終えた人については、社会の根深い偏見により、就職や住宅の確保が困難であるなど、本人に更生意欲があっても社会復帰が難しい状況にあります。

近年、刑法犯の検挙人員数が減少するとともに、再犯者の人員も減少傾向にあるものの、検挙人員に占める再犯者の割合はほぼ横ばいに推移しています。

また、出所後2年以内に再び罪を犯して刑務所に入った高齢受刑者は、平成29年（2017年）の再入所者数650人、再入所者率22.3%をピークとしながら、およそ2割の水準を維持したまま推移しています。

この要因としては、高齢受刑者が周囲から孤立している状況があると考えられ、出所後の地域の支援体制をどう構築するかが課題となっています。

また、必要な行政サービスを受けられず社会復帰が困難となっている場合や、十分な教育を受けていないことなどから、就労に必要な基礎学力を含む知識・資格等を有していないため、就労先の確保が困難となっている場合があることも考えられます。

### (2) 推進（取組）方針

安全で安心して暮らすことができる社会の実現に向け、犯罪による被害防止、再犯防止の推進のため、国、地方公共団体、民間団体が一体となり、犯罪や非行をした人が再び犯罪を起こすことのないよう、必要な支援をきちんと繋げ、実施

していく取り組みが重要です。

また、刑期を終えた人たちが孤立することのないよう、再犯防止等に関する各種施策や活動の内容を広く知ってもらい、理解を深めてもらうことも必要です。

#### ○「まえばし福祉のまちづくり計画」の推進

このように、刑期を終えた人が社会復帰するためには、地域における息の長い支援を形作り、推進していくことが必要とされています。

本市の取り組みについては、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として、「つながって支え合う地域共生のまちまえばし」を基本理念とする「まえばし福祉のまちづくり計画～「地域共生社会」の実現に向けて～」を策定し、刑期を終えた人の再犯防止の推進に関する人権の分野での取り組みを次のとおり進めています。

#### ○更生保護活動の支援

刑期を終えた人に対する市民の理解と関心を深めるため、社会を明るくする運動をはじめとする「犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動を広く周知し、理解を深めてもらう取り組み」への支援と保護司会をはじめとした更生保護団体の活動への支援を通して、保護観察所をはじめとした国の刑事司法関係機関、更生保護団体、本市の関係各課との連携を図りながら、安心・安全な地域社会づくりに取り組んでいきます。

## 性的マイノリティ(LGBTQ)の人権

### (1) 現状と課題

性自認と出生時に割り当てられた性別が一致しない人や、同性愛者・両性愛者などの性的マイノリティの人たちは、「生まれたときに割り当てられた性別以外の性別を生きることが認められない、異性愛が当たり前である」とする社会の中で、偏見の目を向けられたり、嫌がらせや差別的な扱いを受けたりすることがあります。

市民意識調査で「セクシュアルマイノリティに関する事柄で、特に人権上問題があると思われるのは、どういうことか」の問いに対して、「周囲の理解が不足している」が49.2%で最も高く、性の多様性に関する周囲の理解が十分とは言えない現状です。

このような中で、性的マイノリティの人たちは、社会の中で偏見や無理解から差別を受け、また、偏見や差別の対象になることを恐れて、周囲に自分の性のあり方を打ち明けることができなかつたり、多数者の性のあり方のみを前提とした

価値観を押し付けられたりして苦しんでいます。また、性の区分を前提とする社会生活上の不利益もあります。

また、思春期においては、性の多様性に関する正しい知識を得られる機会が少ないため、自己の性自認や性的指向に悩んだり、家族や友人、教師などの何気ない言葉や態度により心身への負担が過大となったりすることで孤立することもあります。

性的マイノリティに対する理解を深めるとともに、当事者が相談しやすい環境を整えることや、その心情等に配慮した対応が必要です。

## (2) 推進（取組）方針

○SOGI（性的指向・性自認）等を理由とする人権侵害に関する教育・啓発活動の推進

本市では、男女共同参画パネル展、男女共同参画セミナー、男女共同参画情報誌、人権パネル展等で性的マイノリティに関する正しい知識を学ぶ機会を作っています。内容を充実させるとともに、学びのすそ野を広げていくよう努めます。

また、新規採用職員研修、新規係長研修、教職員2年目研修、中堅教諭等資質向上研修等において、人権の学びの中で、性的マイノリティについて取り上げることで、引き続き職員の意識啓発に努めます。

○当事者が安心して暮らすことができる相談・支援体制の充実

令和2年12月に群馬県が「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」を開始しました。それにより本市でも同制度を利用できるようになりました。

本市では、群馬県の「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」に賛同し、市営住宅の入居や市営墓地の申込、市民や学校における啓発活動、申請書等における不要な性別表記の見直しなど、宣誓者に対するサービスの拡大に向けて、性的マイノリティなどの方々の支援に取り組んでまいります。

今後もこれらの取り組みを継続するだけでなく、性別で分けられた既存のトイレを使いにくいと感じる人でも利用しやすいトイレ（いわゆる多目的トイレや性別を問わないトイレ）の配置拡充、相談窓口の周知など、性的マイノリティの人たちが負担なく生活できるよう、選択できる自由が当たり前になるよう引き続き取り組んでいきます。

## インターネット等による人権侵害

### (1) 現状と課題

インターネットは知りたい情報を誰もが簡単に入手できる道具として、現在私

たちが社会生活を行う中で、なくてはならない存在となっています。しかし、その利便性の裏側で、匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉を傷つけ、差別を助長する表現や有害な情報の掲載など、他人の人権を侵害する行為が後を絶たず、ますます増える状況にあります。

この中には、「外国人」「女性」「障害者」などの属性をもつ人への憎悪による差別的言動（ヘイトスピーチ）も、多く含まれます。さらに、ヘイトスピーチが嫌がらせや物理的な暴力などの犯罪（ヘイトクライム）を引き起こすこともあります。

市民意識調査で「インターネットの悪用による人権侵害で特に問題と思われること」について、「他人への誹謗（ひぼう）中傷や差別的な表現などの掲載」で回答した人が79.2%にのぼり、「SNSにおける誤った情報に基づいた個人の特定や根拠のない悪口などの拡散」へも57.7%と過半数以上の人回答しています。

こうした問題に対処するため、国では、平成14年（2002年）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信情報者の開示に関する法律」を施行するなどの取り組みを行っていますが、未だ十分な成果を上げていません。

## （2）推進（取組）方針

○関係団体等と連携した社会的な仕組みづくりの確立

インターネットを利用した情報発信には、回復困難な損害を生むことを十分認識し、国及び県と歩調を合わせながら、プロバイダ等への働きかけを進めるとともに、SNSを中心としたインターネット上の不適切な書き込み等について見守りを行っています。気になる書き込みがあった際には、学校に連絡し、指導や対応を依頼しております。また、状況に応じて、警察などの関係機関と連携し、対応しています。

○学校教育におけるルールやマナーを守った利用の促進

学校における情報教育等の中で、「より良いネット社会の担い手として社会参画する知識や能力の育成」を目指して指導を進めます。

## さまざまな人権課題

### （1）現状と課題

現在私たちの周りには、これまでに述べてきた人権問題のほかに、さまざまな問題が存在しており、「ハンセン病患者・元患者やその家族」、「北朝鮮当局による人権侵害」、「ホームレスの人権」、「多岐にわたるハラスメント」等多様な問題が

あります。

## (2) 推進（取組）方針

現在、関心を持たれている人権問題以外にも、今後社会がますます進展し、複雑化していく中で、新たな人権問題が生じてくる可能性は否定できません。

そのような中で、人権を尊重するという視点に立った教育や啓発の取り組みが重要であると考えます。

